

1 調査名称：安中市都市計画道路見直し調査

2 調査主体：安中市

3 調査圏域：都市計画区域内

4 調査期間：令和6年度～令和7年度

5 調査概要：

本市の都市計画道路は、人口の増加と経済成長に伴う交通量の増大、市街地の拡大等を考慮しながら、必要性を検証し16路線（総延長37km、幹線街路以外も含む）が都市計画決定されている。

都市計画道路の改良済み区間は18.3km(49.4%)であり、6.6kmが事業中、総延長の32.7%(12.1km)が未着手区間となっている。

都市計画道路の整備は、便利で快適な生活や経済活動の発展に向け必要不可欠であるが、近年、人口減少と超高齢化社会が同時に進行、経済の低成長の中、都市計画道路に求められる機能・役割も決定当時とは変化が生じている。

このような状況を踏まえ、本調査では都市計画道路の必要性及び妥当性を検証、計画を見直し、持続可能なまちづくりを進める。

I 調査概要

1 調査名称：安中市都市計画道路見直し調査

2 報告書目次

1. 業務概要

- (1) 業務の目的
- (2) 業務の概要
- (3) 業務の項目

2. 都市計画道路見直しの概要

- 2.1 都市計画道路見直しの趣旨・必要性
- 2.2 都市計画道路見直しの手順
- 2.3 都市計画道路見直しの現況把握

3. 将来都市像等の整理（上位・関連計画）

- 3.1 計画体系
- 3.2 将来の都市像、まちづくりの方向性の整理
- 3.3 上位関連計画の内容・整理
 - 1) 第3次安中市総合計画（令和6年3月）
 - 2) 県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和2年）
 - 3) 安中市都市計画マスタープラン（平成27年3月）
 - 4) ぐんま“まちづくり”ビジョン安中市アクションプログラム（令和3年6月）
 - 5) ぐんま・県土整備プラン2020（令和2年12月）
 - 6) 群馬県交通まちづくり戦略（令和5年3月）
- 3.4 都市計画道路見直しの背景の整理

4. 検討対象路線の整理（路線と区間）

- 4.1 対象路線
 - 1) 除外対象路線
 - 2) 見直し対象路線

- 3) 区間分割
- 4) 都市計画マスタープランの位置付けに基づく幹線道路の設定

5. 路線の必要性検証の方針（必要性検証指標）

- 5.1 都市計画道路に求められる機能に基づく二時点間の検証
 - 1) 道路の区分
 - 2) 道路に求められる機能と評価指標等の設定
- 5.2 アンケート調査
 - 1) アンケート調査の目的
 - 2) アンケート調査の概要
 - 3) アンケート調査の実施
 - 4) アンケート調査の結果（単純集計）

6. 路線の必要性検証

- 6.1 【STEP 1】上位計画等の位置付けの変化の検証
 - 1) 評価の考え方
 - 2) 都市計画マスタープランの位置付けに基づく幹線道路の設定
 - 3) 上位計画等の位置付けの変化の有無
- 6.2 【STEP 2】都市計画道路に求められる機能に基づく二時点間の検証
- 6.3 【STEP 3】代替路線の有無による検証
- 6.4 第3段階検証後の方針

7. 路線の実現性検証

- 7.1 地形・地物との不整合の確認
 - 1) 検証方法
 - 2) 縦断線形の検証
 - 3) 交差点形状の検証
- 7.2 第4段階実現性の検証結果

8. 総合評価

3 調査体制

安中市都市計画道路見直し検討委員会

(委員長：高崎経済大学准教授 長野 博一)

4 委員会名簿等：

区分	所属	役職	氏名
委員	高崎経済大学地域政策学部地域政策学科	准教授	長野 博一
委員	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所	所長	杉崎 光広
委員	群馬県県土整備部都市計画課	課長	小島 康弘
委員	群馬県県土整備部安中土木事務所	所長	川端 宏充
委員	安中市議会	議員	池島 利明
委員	安中市区長会	会長	萩原 豊彦
委員	安中市まちづくり部	部長	赤見 孝仁

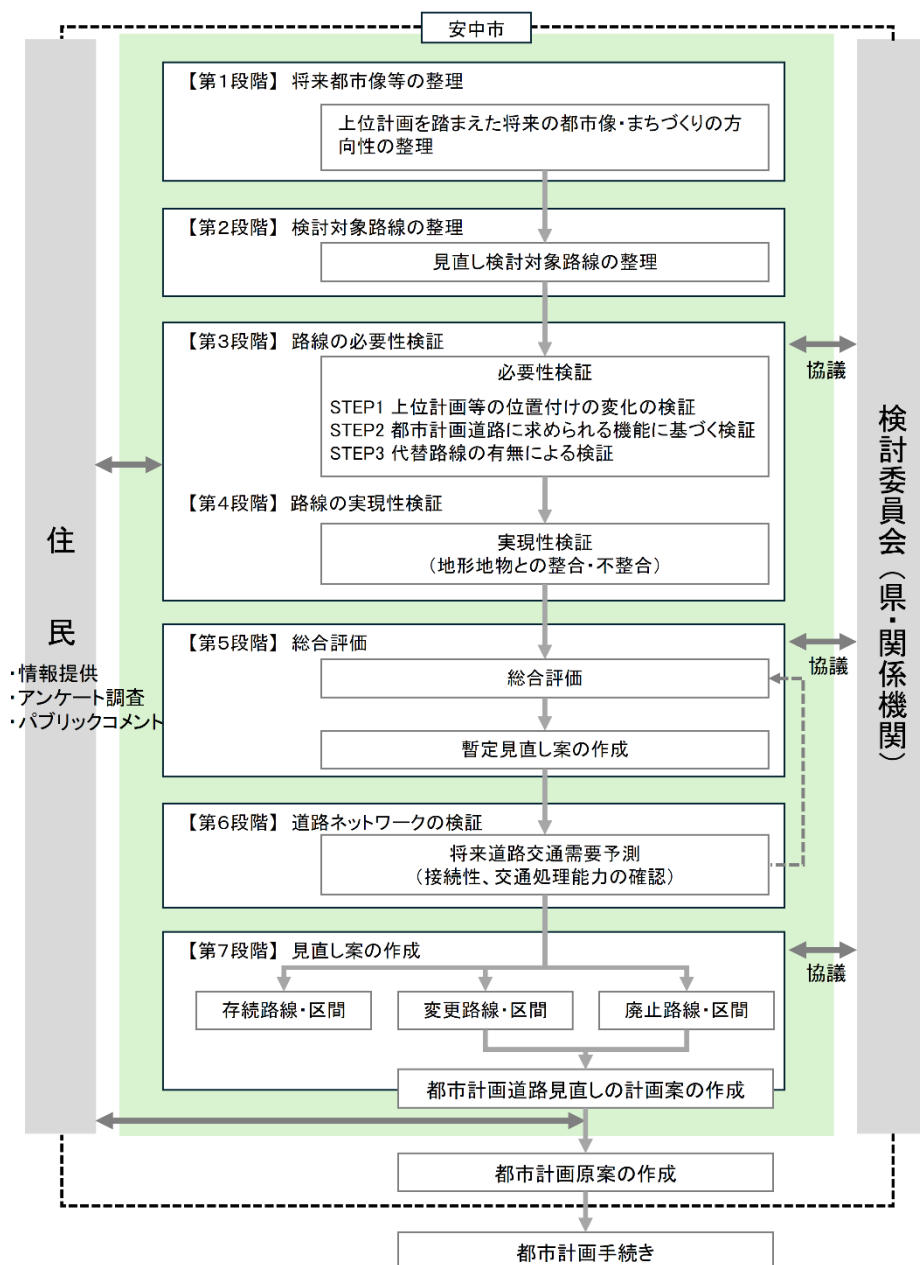
Ⅱ 調査成果

1 調査目的

都市計画道路の整備は、便利で快適な生活や経済活動の発展に向け必要不可欠であるが、近年、人口減少と超高齢化社会が同時に進行、経済の低成長の中、都市計画道路に求められる機能・役割も決定当時とは変化が生じている。

このような状況を踏まえ、本調査では都市計画道路の必要性及び妥当性を検証、計画を見直し、持続可能なまちづくりを進めることを目的とする。

2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

都市計画道路の必要性の検証にあたり、上位計画となる『安中市総合計画』、『県央広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』、『安中市都市計画マスタープラン』等における将来都市像、基本方針について整理しました。

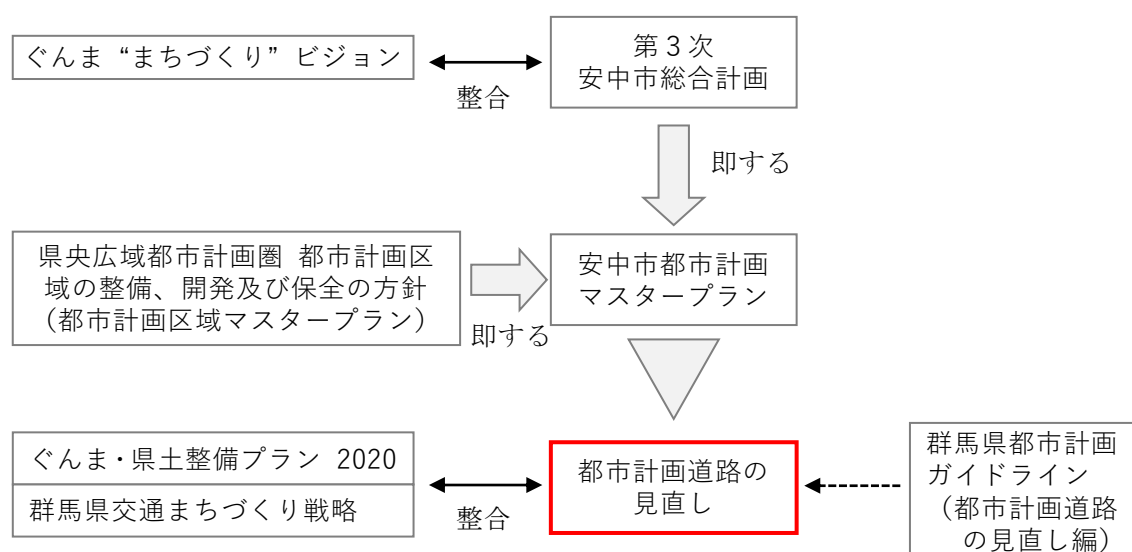


図 都市計画道路の見直しに関わる上位計画の体系

将来の都市像、まちづくりの方向性を踏まえ、都市計画道路見直しを実施する背景や必要性について以下のように整理しました。

《都市計画道路見直しの背景》

【道路整備の現状】

現在、国道 18 号安中拡幅や西毛広域幹線道路の整備が進められており、高速道路網アクセスの飛躍的な向上が期待される。

都市計画道路は未着手の路線が多く残るものの、安全・安心の向上の観点から県道や市道の歩道整備等が順次進められている。

【まちづくりの方向性】

全国的に少子高齢化が進行しており、安中市においても少子高齢化、人口減少が顕著で、交通需要の低下が見込まれる。

このようななか、“住み続けられるまち”を目指して、広域幹線道路の整備を活かした新たな産業ゾーンの整備や、JR 信越本線の新駅設置の構想などが検討されている。



《都市計画道路見直しの必要性》

都市計画マスタープランの交通体系形成方針図においては、都市計画道路にとらわれず現道を活用した道路網が位置付けられており、総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画に即した見直しが必要となっている。

また、人口減少が見込まれる状況において、まちづくりの方向性を踏まえて効果的・効率的な道路整備を進めていくことが望まれる。

検討対象路線の整理（路線と区間）

対象路線

将来の都市像・まちづくりの方向性を踏まえ、都市計画道路見直しの検討対象路線を整理する。検討対象路線は幹線街路とし、その中で都市計画決定以降、未改良となっている区間を含む路線とします。

除外対象路線

全線改良済みの路線

3・1・11 新安中駅前通線

3・4・12 新安中駅線

事業中、又は全線改良済みになることが確実な路線

3・3・1 国道 18 号

3・6・10 南北中央幹線

見直し対象路線

市内の都市計画道路全 16 路線のうち、上記の除外対象路線を除いた 12 路線（未改良延長 18.72km）を都市計画道路の見直しの対象としました。

表 見直し対象路線の状況

全体		検討対象路線			
路線数 （路線）	計画延長 （m）	路線数 （路線）	改良済※ 延長 （m）	事業中（予定） 延長 （m）	未改良延長 （m）
16	37,070	12	18.35	0	18.72

※概成済を含む

都市計画道路の見直しを検討する単位として、下記の考え方で見直し対象路線を区間分割しました。区間分割した見直し対象路線の一覧及び総合評価は下表のとおりです。

表 見直し対象路線一覧

	名 称		延長 (m)	基本 幅員 (m)	車線 数	決定 年月日	最終変更 年月日 (名称変更)	整備状況			整備状況	区間番号
	番号	路線名						改良済 延長 (m)	事業予定 延長 (m)	未改良 延長 (m)		
1	3.3.1	国道18号	4,740	25		S59.5.18		4,540	4,740	200	<一部未改良>	-
2	3.4.2	中宿水口線	3,460	16	2	S39.3.21	H23.4.1	3,030	3,460	430	<一部未改良>	2-1
3	3.5.3	下の尻茶屋町線	1,760	12	2	S39.3.21	H27.6.30	740	1,760	1,020	<一部未改良>	3-1
												3-2
												3-3
												3-4
												3-5
4	3.5.4	上野尻後閑線	1,170	12		S39.3.21	H5.11.5	1,050	1,170	120	<全線未改良>	4-1
												4-2
												4-3
5	3.5.6	谷津下間仁田線	690	12		S39.3.21	(S59.4.27)	500	690	190	<一部未改良>	5-1
6	3.5.7	扇城下秋間線	2,040	12	2	S39.3.21	H27.6.30	1,390	2,040	650	<一部未改良>	6-1
												6-2
7	3.4.8	磯部駅前通線	90	16		S39.3.21	H5.11.5	0	90	90	<全線未改良>	7-1
8	3.5.9	磯部妙義線	1,980	12		S39.3.21	H5.11.5	100	1,980	1,880	<全線未改良>	8-1
												8-2
												8-3
												8-4
9	3.6.10	南北中央幹線	8,580	10.5	2	H2.11.13	R1.11.12	2,090	8,580	6,490	<一部未改良>	-
10	3.1.11	新安中駅前通線	80	40		H3.10.22		80	80	0	<改良済み>	-
11	3.4.12	新安中駅線	1,970	19		H3.10.22		1,970	1,970	0	<改良済み>	-
12	3.4.13	秋間幹線	3,360	16	2	H3.10.22	H27.6.30	0	3,360	3,360	<全線未改良>	12-1
13	3.4.14	水口磯部線	2,390	16		H5.11.5		180	2,390	2,210	<一部未改良>	13-1
14	3.4.15	磯部原市線	1,490	16		H5.11.5	H7.8.15	1,140	1,490	350	<一部未改良>	14-1
15	3.5.16	磯部温泉郷原線	1,710	12		H5.11.5		840	1,710	870	<一部未改良>	15-1
												15-2
16	3.5.17	水口古屋線	1,560	12		H5.11.5		700	1,560	860	<一部未改良>	16-1
	計	16路線	37,070					18,350	37,070	18,720		

※概成済を含む

道路番号	路線名	当初都市計画決定年月日	区間	第 3 段階				第 4 段階	第 5 段階	
				STEP1	STEP2	STEP3	検証後の方針	実現性の検証	総合評価（暫定見直し案）	
				上位関連計画の位置付けの変化	道路機能に基づく二時点間の検証	代替路線				
3・4・2	中宿水口線		2-1	H27 都市計画マスタープランにおいて幹線道路に位置づけられており、変化はない	必要性は変わらない	無	存続候補	存続候補	存続候補	上位関連計画の位置付けに変化はなく、道路機能に基づく検証における評価は変わらず、代替路線がないため、存続すべき。
3・5・3	下の尻茶屋町線		3-1	H27 都市計画マスタープランにおいて補助幹線道路に位置づけられており、変化はない	必要性は変わらない	有 (一般県道一本木平小井戸安中線)	廃止候補	廃止候補	廃止候補【代替対応】	上位関連計画の位置付けに変化はなく、道路機能に基づく検証における評価は変わらないが、代替路線があるため、廃止すべき。
			3-2	H27 都市計画マスタープランにおいて補助幹線道路に位置づけられており、変化はない	必要性は変わらない	有 (一般県道一本木平小井戸安中線)	廃止候補	廃止候補	廃止候補【代替対応】	上位関連計画の位置付けに変化はなく、道路機能に基づく検証における評価は変わらないが、代替路線があるため、廃止すべき。
			3-3	H27 都市計画マスタープランにおいて補助幹線道路に位置づけられており、変化はない	必要性は変わらない	有 (一般県道一本木平小井戸安中線)	廃止候補	廃止候補	廃止候補【代替対応】	上位関連計画の位置付けに変化はなく、道路機能に基づく検証における評価は変わらないが、代替路線があるため、廃止すべき。
3・5・4	上の尻後閑線		4-1	H27 都市計画マスタープランにおいて補助幹線道路に位置づけられており、変化はない	必要性は変わらない	無	存続候補	存続候補	存続候補	上位関連計画の位置付けに変化はなく、道路機能に基づく検証における評価は変わらず、代替路線がないため、存続すべき。
			4-2	H27 都市計画マスタープランにおいて補助幹線道路に位置づけられており、変化はない	必要性は変わらない	無	存続候補	存続候補	存続候補	上位関連計画の位置付けに変化はなく、道路機能に基づく検証における評価は変わらず、代替路線がないため、存続すべき。
			4-3	H27 都市計画マスタープランにおいて補助幹線道路に位置づけられており、変化はない	必要性は変わらない	無	存続候補	存続候補	存続候補	上位関連計画の位置付けに変化はなく、道路機能に基づく検証における評価は変わらず、代替路線がないため、存続すべき。
3・5・6	谷津下間仁田線		5-1	JR 信越本線新駅構想の駅へのアクセス路線として計画された路線であり、H27 都市計画マスタープランにおいて補助幹線道路に位置づけられているが、新駅の位置の見直しが行われている	必要性が下がっている	－	廃止候補	廃止候補	廃止候補	上位関連計画の位置付けが変化しており、道路機能に基づく検証における評価も下がっているため、廃止すべき。
3・5・7	扇城下秋間線		6-1	H27 都市計画マスタープランにおいて幹線道路に位置づけられており、変化はない	必要性は変わらない	有 (一般県道安中富岡線)	廃止候補	廃止候補	廃止候補【代替対応】	上位関連計画の位置付けに変化はなく、道路機能に基づく検証における評価は変わらないが、代替路線があるため、廃止すべき。
			6-2	H27 都市計画マスタープランにおいて位置付けはなく、近接並行する県道が幹線道路に位置づけられている	必要性は変わらない	有 (一般県道安中榛名湖線)	廃止候補	廃止候補	廃止候補【代替対応】	道路機能に基づく検証における評価は変わらないが、上位関連計画の位置付けはなく、代替路線があるため、廃止すべき。
3・4・8	磯部駅前通線		7-1	H27 都市計画マスタープランにおいて位置付けはない磯部駅南口駅前広場が完成し、アクセスする県道は完了している	必要性は変わらない	有 (市道 磯 564 号線、主要地方道下仁田倉淵安中線)	廃止候補	廃止候補	廃止候補【代替対応】	道路機能に基づく検証における評価は変わらないが、上位関連計画の位置付けはなく、代替路線があるため、廃止すべき。
3・5・9	磯部妙義線		8-1	H27 都市計画マスタープランにおいて幹線道路に位置づけられており、変化はない	必要性は変わらない	有 (主要地方道下仁田倉淵安中線)	廃止候補	廃止候補	廃止候補【代替対応】	上位関連計画の位置付けに変化はなく、道路機能に基づく検証における評価は変わらないが、代替路線があるため、廃止すべき。
			8-2	H27 都市計画マスタープランにおいて位置付けはなく、近接並行する県道が幹線道路に位置づけられている	必要性は変わらない	有 (主要地方道下仁田倉淵安中線)	廃止候補	廃止候補	廃止候補【代替対応】	道路機能に基づく検証における評価は変わらないが、上位関連計画の位置付けはなく、代替路線があるため、廃止すべき。
			8-3	H27 都市計画マスタープランにおいて位置付けはなく、近接並行する県道が幹線道路に位置づけられている	必要性は変わらない	有 (主要地方道下仁田倉淵安中線)	廃止候補	廃止候補	廃止候補【代替対応】	道路機能に基づく検証における評価は変わらないが、上位関連計画の位置付けはなく、代替路線があるため、廃止すべき。
			8-4	H27 都市計画マスタープランにおいて位置付けはなく、近接並行する県道が幹線道路に位置づけられている	必要性は変わらない	有 (主要地方道下仁田倉淵安中線、一般県道磯部停車場妙義山線)	廃止候補	廃止候補	廃止候補【代替対応】	道路機能に基づく検証における評価は変わらないが、上位関連計画の位置付けはなく、代替路線があるため、廃止すべき。
3・4・13	秋間幹線		12-1	H27 都市計画マスタープランにおいて位置付けはなく、近接並行する県道が幹線道路に位置づけられている	必要性が下がっている	－	廃止候補	廃止候補	廃止候補	上位関連計画の位置付けはなく、道路機能に基づく検証における評価は下がっているため、廃止すべき。
3・4・14	水口磯部線		13-1	H27 都市計画マスタープランにおいて幹線道路に位置づけられており、変化はない	必要性は変わらない	無	存続候補	存続候補	存続候補	上位関連計画の位置付けに変化はなく、道路機能に基づく検証における評価は変わらず、代替路線がないため、存続すべき。
3・4・15	磯部原市線		14-1	H27 都市計画マスタープランにおいて幹線道路に位置づけられており、変化はない	必要性は変わらない	無	存続候補	存続候補	存続候補	上位関連計画の位置付けに変化はなく、道路機能に基づく検証における評価は変わらず、代替路線がないため、存続すべき。
3・5・16	磯部温泉郷原線		15-1	H27 都市計画マスタープランにおいて補助幹線道路に位置づけられており、変化はない	必要性は変わらない	無	存続候補	存続候補	存続候補	上位関連計画の位置付けに変化はなく、道路機能に基づく検証における評価は変わらず、代替路線がないため、存続すべき。
			15-2	H27 都市計画マスタープランにおいて幹線道路に位置づけられており、変化はない	必要性は変わらない	有 (一般県道磯部停車場線)	存続候補	存続候補	存続候補	上位関連計画の位置付けに変化はなく、道路機能に基づく検証における評価は変わらず、主要な交差点間の一部が未整備となっている区間であるため、連続性を考慮して存続すべき。
3・5・17	水口古屋線		16-1	H27 都市計画マスタープランにおいて位置付けはない	必要性が下がっている	－	廃止候補	廃止候補	廃止候補	上位関連計画の位置付けはなく、道路機能に基づく検証における評価は下がっているため、廃止すべき。

安中市都市計画道路見直し 総合評価

暫定見直し案

